

(6) 上水道の整備状況

① 水道の現状

平成14年度末における本県の水道普及状況は、総人口817,489人に対し、給水人口762,064人で普及率93.2%に達しています。しかし、平坦部の普及率が高いのにくらべ、地理的条件の悪い山間へき地の多くは未普及で残されています。今後の未普及地域での水道普及には多額の事業費を要することとなり、特にインシャルコスト（当初費用）のみならず、ランニングコストも考えなければならないだけに、建設費の高騰が大幅な料金アップへの大きな原因となることが懸念される状況です。

平成14年度末現在、水道施設は、上水道30、簡易水道132、専用水道45、計207施設となっています。

なお、水道名は、次のように定義しています。

- 上水道：計画給水人口が5,000人を超える水道
- 簡易水道：計画給水人口が101人～5,000人までの水道
- 専用水道：上水道、簡易水道以外の水道で、給水人口が101人以上又は一日最大給水量が20m³以上の施設（病院、寄宿舎、団地、レジャー施設等の水道）
- 飲料水供給施設：50人以上100人以下の給水人口に対して、飲用に供する水を供給する施設

水道の年次別普及状況は、昭和50年以降伸びが鈍化しており、最近では横ばい状況です。（図2-2-31）

また、市町村別普及状況は平坦部の市町村は普及率が高く、山間部の町村は非常に低い普及率となっています。（図2-2-32）

図2-2-31 給水人口及び普及率推移曲線

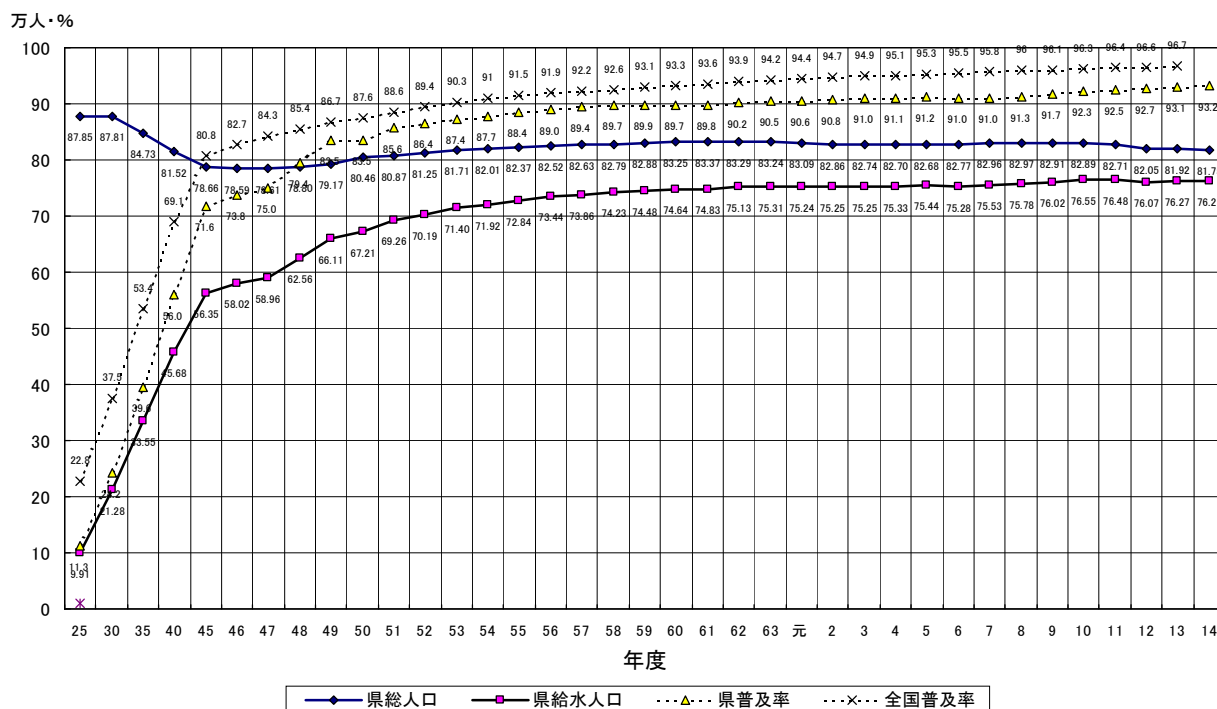
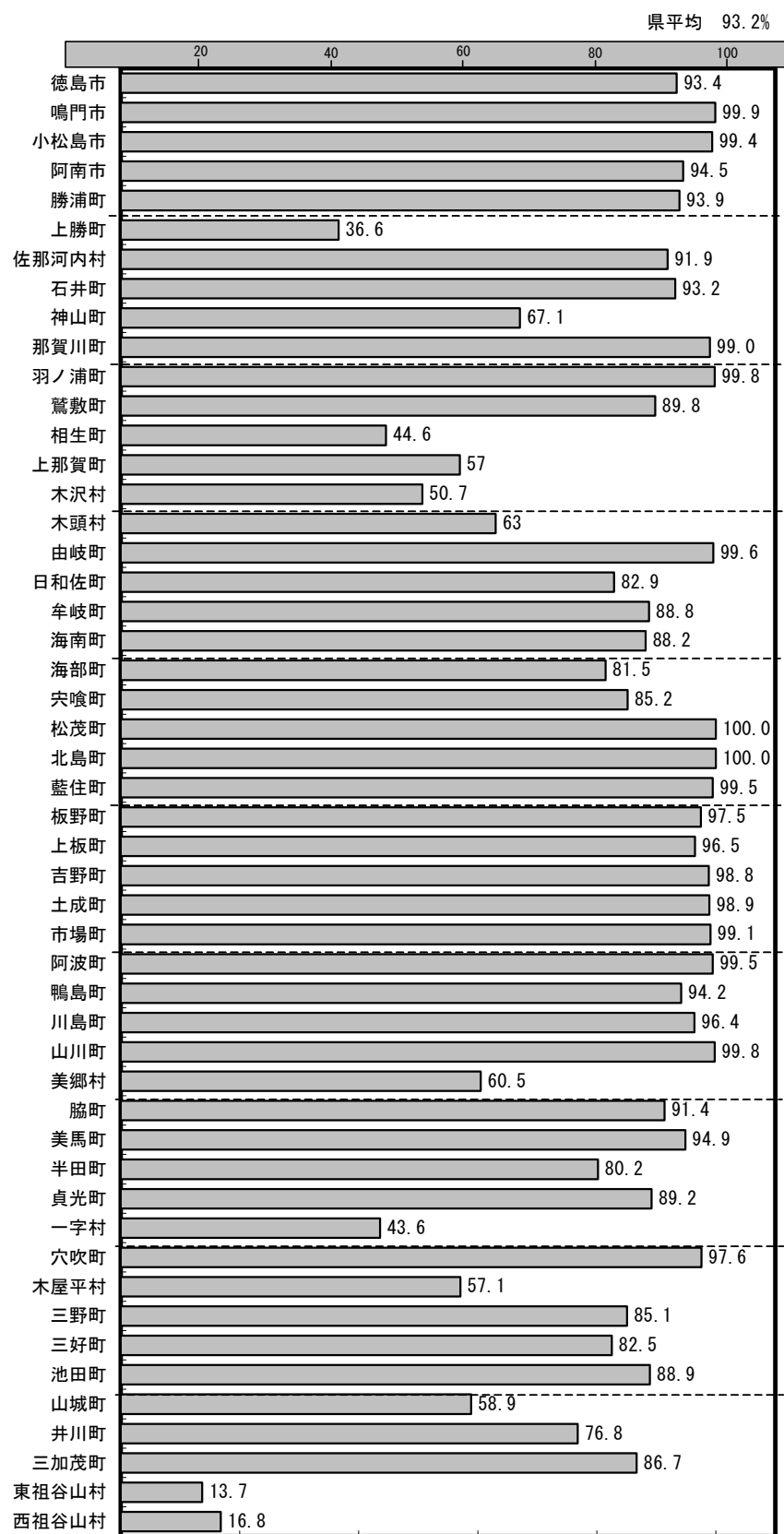


図2-2-32 市町村別水道普及率

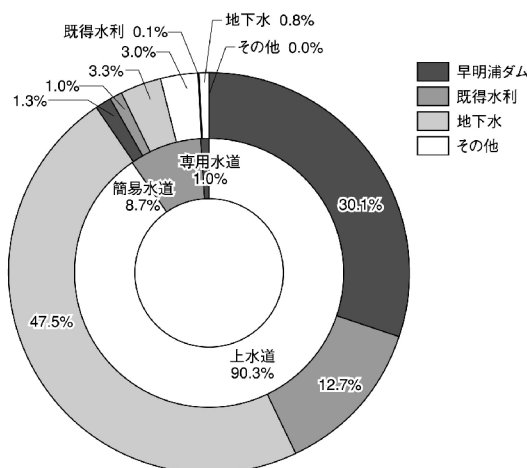


② 水道施設における給水量の状況

本県の水道施設（上水道、簡易水道、専用水道）における平成13年度の年間給水量は、124,150 m^3 であり、その内上水道で90.3%の112,054 m^3 を占め、簡易水道で8.7%の10,842 m^3 、専用水道1.0%の1,254 m^3 となっています。

また、各施設における給水量の水源別の内訳は、（図2-2-33）のとおりとなっており、大部分を地下水と河川からの表流水に依存していることがわかります。

図2-2-33 水道施設における水源別年間水量内訳



- （注） 1. 早明浦ダムとは、早明浦ダム建設事業に参画することにより、許可を受けた河川水。
 2. 既得水利とは、ダム開発による許可を受けていない河川水。
 3. その他とは、河川法が適用されない渓流水等をいう。

2 水環境保全対策

（1）概要

公共用水域の水質汚濁の防止については、環境基本法第16条に基づき本県の主要な河川や海域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定を行い水質の目標値を定めるとともに、工場・事業場に対し水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、水質総量規制を実施するとともに、富栄養化対策として「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」を定めています。

平成14年度においては、公共用水域及び発生源に対して監視・調査を実施するとともに、生活・産業・その他を対象とした化学的酸素要求量の汚濁負荷量削減及び窒素・磷削減対策を推進し、水質汚濁の防止を図りました。

（2）水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として、環境基本法に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。この環境基準のうち生活環境項目については、利水目的などに応じた水域類型が定められています。

環境基準の類型指定は、国が昭和46年5月閣議決定により吉野川水系を類型指定し、また、県の指定権限である水域については、昭和47年4月及び6月に1河川、3海域の類型を指定し、その後逐次水域毎に指定を行ってきました。平成7年4月18日には、新たに「橘港」を「海域A」として類型指定し、平成15年3月31日現在の類型指定は、26河川、11海域となっており、県下の主要な河川及び海域については、類型の指定がなされています。

また、昭和62年6月には新町川の類型指定の見直しを行いました。

現在、県下の公共用水域における環境基準の類型指定状況は表2-2-54のとおりです。

表2-2-54 徳島県内の公共用水域における環境基準の類型指定状況

告示 (指定年月日)	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基準測定点
官報号外 46.6.3 (46.5.25) 閣議決定	吉野川上流	大川橋より上流	河川AA	直ちに	大川橋
	吉野川下流	大川橋より下流	〃A	〃	高瀬橋
	旧吉野川上流	吉野川分岐点より潮止堰まで	〃A	〃	市場橋
	旧吉野川下流	潮止堰より下流	〃B	〃	大津橋
	今切川上流	旧吉野川合流点より鯛浜潮止堰まで	〃C	〃	鯛浜堰上流側
	今切川下流	鯛浜潮止堰より下流	〃B	〃	加賀須野橋
	撫養川	全域	〃B	〃	大里橋
県告示 62.6.26 (62.6.26)	新町川上流	新町川のうち助任川との合流点から上流	河川C	直ちに	新町橋
	新町川下流	新町川のうち助任川との合流点から下流	〃B	〃	漁連前
県告示 47.4.1 (47.4.1)	富岡港	徳島県阿南市富岡港のうち、岡川樋門上流側壁内面延長線及び同港に設置された導流堤の突端を結んだ線と陸岸によって囲まれた水域	海域C	直ちに	St-1 St-2 St-3
県告示 47.5.30 (47.5.30)	神田瀬川	神田瀬川のうち千歳橋より上流	河川C	直ちに	神代橋
	小松島港	神田瀬川の千歳橋から小松島港防波堤(通称一文字)まで	海域C	〃	St-4
		小松島市中田町根井の鼻と同市和田島町洲端海上自衛隊、小松島航空隊に設置された突堤基部を結んだ線と陸岸によって囲まれた水域(上欄に掲げる水域を除く)	海域B	〃	St-1 St-2 St-3
県告示 48.6.1 (48.6.1)	那賀川	川口ダムから上流	河川AA	直ちに	蔭谷橋
		川口ダムから大京原橋まで	〃A	〃	那賀川橋
		大京原橋から下流	海域A	〃	那賀川鉄橋
	桑野川	明谷橋から上流	河川A	1年	桑野谷橋
		明谷橋から岡川樋門上流側壁内面延長線まで	〃B	〃	富岡新橋
	岡川	全域	〃B	〃	文化橋
	勝浦川	上勝町正木(ダム地点)から上流	〃AA	直ちに	福原大橋
		上勝町正木(ダム地点)から江田潜水橋下流の潮止堰まで	〃A	〃	飯谷橋
		江田潜水橋下流の潮止堰から下流	海域B	〃	勝浦浜橋
県告示 49.11.1 (49.11.1)	椿川	全域	河川A	直ちに	加茂前橋
	福井川	大原堰から上流	〃A	〃	大西橋
	打樋川	潮止め樋門から上流	〃C	〃	天神橋
	椿泊湾	徳島県阿南市椿泊湾燧崎東端と同町舞子島西端を結んだ線及び椿泊湾の陸岸によって囲まれた水域並びにその地先海域	海域A	直ちに	St-1 St-2
県告示 50.10.21 (50.10.21)	日和佐川	全域	河川A	直ちに	永田橋
	牟岐川	全域	〃A	〃	牟岐橋
	海部川	吉野橋から上流	〃AA	〃	吉野橋
		吉野橋から下流	〃A	〃	新海部川橋
	母川	全域	〃A	〃	母川橋
	宍喰川	全域	〃A	〃	中角橋
	県南沿岸海域	徳島県の沿岸海域のうち阿南市蒲生田岬から南の海域	海域A	〃	St-1 St-2 St-3

告 示 (指定年月日)	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	基準測定点
県 告 示 51.10.22 (51.10.22)	県北沿岸海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結ぶ線から北の徳島県海域	海域A	直ちに	St-1 St-2 St-3 St-4
県 告 示 53.3.24 (53.3.24)	紀伊水道海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域(富岡港及び橘港の区域並びに既設類型指定水域を除く。)	海域A	直ちに	St-1 St-2 St-3
		徳島県徳島市沖洲町高洲北端と同地点から東南方1,500mの地点とを結んだ線、同地点と徳島県徳島市津田海岸町津田外防波堤東端とを結んだ線、同防波堤、同防波堤南端と徳島県徳島市大原町大崎北端とを結んだ線及び陸岸によって囲まれた海域(既設類型指定水域を除く。)	〃 B	〃	St-9
県 告 示 H7.4.18 (H7.4.18)	橘 港	港則法施行令別表第1徳島県の項の橘港の区域	海域A	直ちに	St-1 St-2 St-3
県 告 示 H10.4.28 (H10.4.28)	県北沿岸海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結ぶ線から北の徳島県海域	海域Ⅱ	直ちに	St-1 St-2 St-4
	紀伊水道海域	徳島県鳴門市里浦町大磯崎と兵庫県三原郡南淡町潮崎とを結んだ線、徳島県阿南市蒲生田岬から前島及び伊島を経て和歌山県紀伊日の御岬灯台に至る線並びに陸岸によって囲まれた徳島県の海域(小松島港及び橘港の水域を除く。)	〃	〃	St-1 St-2 St-3
	小 松 島 港	小松島市中田町根井の鼻と同市和田島町洲端海上自衛隊小松島航空隊に設置された突堤基部を結んだ線と陸岸によって囲まれた水域	海域Ⅲ	〃	St-3
	橘 港	阿南市大潟町柏の東端から楠ヶ浦北端まで引いた線及び陸岸によって囲まれた海域	海域Ⅱ	〃	St-1 St-2

(3) 排水基準

水質汚濁防止法においては、公共用水域の水質汚濁を防止するため、汚水等を排出する施設で政令で定めるもの(特定施設)を設置する工場・事業場の排水基準を定めています。

① 一律基準

一律基準は工場・事業場の排水について、国が全国一律に適用される基準として設定したもので、有害物質(27項目)及び生活環境項目(15項目)について定められています。平成5年8月には、海域の窒素・燐についての排水基準が設定され、以後、本県の瀬戸内海水域について適用されています。更に、湖沼についても同様に排水基準が設定され、瀬戸内海水域以外では海老ヶ池に燐の排水基準が適用されています。

② 上乘せ排水基準

上乘せ排水基準は、国が定めた一律基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域について、条例でより厳しい基準を定めるものです。本県においては、表2-2-55に示すとおり、水域毎にBOD、COD、SS等の生活環境項目について上乘せ排水基準を設定し、現在では県下全ての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域に設定されています。

表2-2-55 上乗せ排水基準設定状況

施行年月日	水 域 名	対 象 業 種
S47. 4. 1	吉野川及び新町川並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S47. 11. 1	小松島港並びにこれに流入する公共用水域	全業種(新設、既設)
S48. 4. 1	那賀川水系派川那賀川及びこれに接続する公共用水域	パルプまたは紙製造業
S48. 12. 1	那賀川(桑野川、岡川を含む)及び勝浦川並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S49. 11. 1	橘湾及び椿白湾並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
	瀬戸内海水域	全業種(新設、既設)
S50. 11. 1	県南沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	旅館業、試験研究機関
S51. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	畜産農業、畜産サービス業
S51. 11. 1	県北沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S53. 4. 1	紀伊水道海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S59. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	冷凍調理食品製造業、たばこ製造業、木材・木製品製造業、新聞業、出版業、印刷業、製版業、ゴム製品製造業、空き瓶卸売業、浄水施設、病院、中央卸売市場、地方卸売市場、自動車分解整備業、廃棄物処理施設
H元. 10. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業、飲食店
H 5. 6. 1	瀬戸内海水域	みなし指定地域特定施設のみを設置する工場又は事業場

(4) 公共用水域の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、毎年本県の公共用水域の水質の測定に関する計画を、国土交通省及び関係市町と協議し、環境審議会の答申を得て作成していますが、平成14年度の測定計画の概要は、表2-2-56のとおりです。

表2-2-56 平成14年度測定計画の概要

区 分	河 川	海 域	底 質	計
環 境 基 準 点 数	26	25	20	71
補 助 測 定 点 数	48	22	6	76
計	74	47	26	147

(5) 工場・事業場の規制

① 平成14年度における届出等

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可および水質汚濁防止法並びに県公害防止条例に基づく届出の状況は、表2-2-57のとおりであり、法関係を中心に294件ありました。

なお、徳島市は同市に所在する特定施設について、昭和62年度から水質汚濁防止法および徳島県公害防止条例に基づく届出の受理を行っています。

表2-2-57 平成14年度中における特定施設の許可・届出等の状況

法 令	管 轄 条 項	徳島市	徳 島 保健所 (徳島市 を除く)	阿 南 保健所	日和佐 保健所	鴨 島 保健所	穴 吹 保健所	池 田 保健所	計
水 質 汚 濁 防 止 法	設 置 届 出 等	75	28	29	5	29	11	5	182
徳島県公害防止条例	設 置 届 出 等	1		2		5			8
瀬戸内海環境保全 特 別 措 置 法	設 置 許 可	2	4	4		2			12
	使 用 届 出								0
	構 造 等 変 更 許 可	4	5	5		1			15
	氏 名 等 変 更 届 出 等	22	24	17		5	2	1	71
ダイオキシン類対策 特 別 措 置 法	設 置 届 出 等	1	1	3		1			6
計		105	62	60	5	43	13	6	294

県環境管理課、徳島市環境保全課調べ

② 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

県下の特定事業場は、4,179（平成13年度4,141）で、そのうち排水基準が適用される事業場数は、瀬戸内海環境保全特別措置法適用事業場が244、水質汚濁防止法適用事業場が281の計525事業場です。（表2-2-58）

地域別では、徳島保健所管内が889（21.3%）と最も多く、次いで阿南保健所管内823（19.7%）で、これらの地域で全体の41.0%を占めています。また、業種では旅館840（20.1%）が最も多く、次いで豚房・牛房796（19.0%）、洗濯業332（7.9%）で、これらの業種で全体の47.1%を占めています。

排水基準が適用される事業場については、し尿処理施設（みなし指定地域特定施設を含む）が265（規制対象総数の50.5%）と最も多く、次いで洗濯業23（4.4%）、試験研究機関22（4.2%）、旅館業22（4.2%）、水産食料品製造業20（3.8%）の順となっています。

③ 条例に基づく汚水等排出事業場数

県公害防止条例に基づく汚水等排出施設は、水質汚濁防止法を補完するため定められており、その事業場数は251です。（表2-2-59）

表2-2-58 業種別特定事業場数

番 号	業 種 名 又 は 特 定 施 設 名	事業場数	規 制 対象数	徳島市	徳 島 保健所 (徳島市 を除く)	阿 南 保健所	日和佐 保健所	鴨 島 保健所	穴 吹 保健所	池 田 保健所
1の2	豚 房 ・ 牛 房	796	0	15	115	159	19	394	65	29
2	畜 産 食 料 品	36	11	4 (1)	12 (3)	4 (1)	3 (1)	5 (2)	6 (3)	2
3	水 産 食 料 品	89	20	11 (1)	50 (11)	24 (8)	4			
4	野 菜 ・ 果 実 保 存 食 料 品	98	16	3	31 (2)	47 (11)	2 (1)	9 (1)	4 (1)	2
5	み そ ・ し ょ う 油	40	0	7	15	8	1	3	2	4
7	砂 糖	3	0					3		
8	パ ン ・ 菓 子 ・ 製 あ ん	44	2	3	8 (2)	4	18	1	9	1
9	米 菓 ・ こ う じ	3	0		1			2		
10	飲 料 製 造	85	5	12 (2)	25 (1)	18 (2)	2	7	12	9
11	飼 料 ・ 肥 料	5	1	2 (1)					3	
12	動 植 物 油 脂	2	1	2 (1)						
16	め ん 類	84	2	18 (1)	28	7 (1)	4	17	1	9
17	豆 腐 ・ 煮 豆	214	3	9	23 (1)	37 (1)	21	55 (1)	29	40
18の2	冷 凍 調 理 食 品	11	1		3	2 (1)	1		2	3
18の3	た ば こ	1	1		1 (1)					
19	紡 績 ・ 織 維 製 品	27	6	7 (3)	8 (1)	3 (1)	1	2 (1)	2	4

番 号	業 種 名 又 は 特 定 施 設 名	事業場数	規 制 対 象 数	徳島市	徳 島 保 健 所 (徳島市を除く)	阿 南 保 健 所	日和佐 保 健 所	鴨 島 保 健 所	穴 吹 保 健 所	池 田 保 健 所
21	化 学 織 維	1	0	1						
21の3	合 板	4	1	2		2 (1)				
22	木 材 薬 品 処 理	8	0	3		3		1		1
23	パ ル プ ・ 紙 加 工 品	17	9	3 (3)	2	8 (5)		4 (1)		
23の2	新 聞 ・ 印 刷 等	7	1	6 (1)	1					
26	無 機 顔 料	1	1			1 (1)				
27	無 機 化 学 工 業 品	13	9	4 (3)	6 (3)	3 (3)				
28	ア セ チ レ ン 誘 導 品	0	0							
33	合 成 樹 脂	2	2	1 (1)		1 (1)				
46	有 機 化 学 工 業 品	3	3	1 (1)	1 (1)	2 (1)				
47	医 薬 品	10	6	4 (4)	5 (1)	1 (1)				
51の2	ゴ ム ホ ー ス 類	2	2					2 (2)		
52	皮 革	2	0	2						
53	ガ ラ ス ・ ガ ラ ス 製 品	1	0		1					
54	セ メ ン ト 製 品	38	0	4	9	9	2	6	4	4
55	生 コ ン ク リ ー ト	138	3	5	28 (1)	38 (1)	13 (1)	20	22	12
59	砕 石	12	0		7	1		3	1	
60	砂 利 採 取	42	0	6	9	10	2	7	6	2
62	非 鉄 金 属	1	0	1						
33	金 属 製 品 ・ 機 械 器 具	6	4	2 (1)	4 (3)					
64の2	水 道 ・ 工 業 用 水 道 施 設	6	4		6 (4)					
65	酸 ・ アルカリ表面処理施設	18	5	5	8 (5)	1		3	1	
66	電 気 メ ッ キ 施 設	6	3	1 (1)	3 (1)	1		1 (1)		
66の2	旅 館	840	22	104 (1)	161 (6)	189 (3)	151 (3)	74 (2)	67 (2)	94 (5)
66の3	共 同 調 理 場	14	5	1	4	2 (2)		4 (2)	2 (1)	1
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業	10	0	8	2					
66の5	飲 食 店	48	19	11 (6)	13 (6)	6 (4)	2	5	4 (2)	7 (1)
66の6	し ば ・ う ど ん ・ す し	1	0	1						
67	洗 たく	332	23	126 (6)	44 (9)	51 (4)	19	54 (1)	13 (1)	25 (2)
68	写 真 現 像	129	0	39	31	20	6	16	8	9
68の2	病 院	16	16	5 (5)	5 (5)	3 (3)		2 (2)	1 (1)	
69	と 畜 ・ へ い 獣 取 扱	4	2	1 (1)	1 (1)				1	1
69の2	中 央 卸 売 市 場	1	0	1						
70の2	自 動 車 分 解 整 備	2	0	1	1					
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	254	0	102	63	32	7	21	17	12
71の2	試 験 研 究 機 関	56	22	20 (13)	10 (3)	8 (3)	4 (3)	7	3	4
71の3	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	21	0	2	6	4	1	4	2	2
71の4	国 ・ 地 方 公 共 団 体 等 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	2	0	1				1		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	10	6	3 (3)	5 (2)	1 (1)		1		
72	し 尿 処 理 施 設	142	125	27 (26)	47 (42)	31 (27)	6 (4)	16 (12)	9 (9)	6 (5)
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	7	7	2 (2)			1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
74	特 定 事 業 場 の 処 理 施 設	21	16	3 (3)	5 (5)	4 (3)	2 (2)	6 (2)		1 (1)
	みなし指定地域特定施設	392	140	166 (64)	81 (25)	78 (29)		18 (11)	17 (5)	32 (6)
計		4,179	525	768 (155)	889 (145)	823 (119)	292 (16)	776 (43)	314 (26)	317 (21)

県環境管理課、徳島市環境保全課調べ

- (注) 1. 規制対象数は最大排水量が50m³/日以上(海部郡においては通常排水量が50m³/日以上)の事業場及びそれ以外の事業場であって有害物質(CN、Cr6+等)を排出する事業場です。
2. () は、規制対象事業場であって内数です。

表2-2-59 業種別汚水等排出工場数

番号	業 種 名 又 は 特 定 施 設 名	事業場数	規 制 対 象 数	徳島市	徳 島 保健所 (徳島市 を除く)	阿 南 保健所	日和佐 保健所	鴨 島 保健所	穴 吹 保健所	池 田 保健所
2	畜 産 事 業 (豚 ・ 牛)	161		8	60	26	2	58	4	3
3	ゴ ム 製 品 製 造 業	3						3		
4	紙 加 工 品 製 造 業	5		1	3	1				
5	廃棄物焼却炉の用に 供する排ガス洗浄施設	54		20	22	7		3	1	1
6	アスファルトプラント	1				1				
7	給 食 事 業 場	25		7	9	5		2		2
8	集 乳 業	1			1					
計		251		36	95	42	2	65	5	6

県環境管理課、徳島市環境保全課調べ

(注) 規制対象数は、第3号及び第4号については通常排水量が50m³/日以上の実業場で一般項目が適用され第2号から8号について、排水量のいかんにかかわらず有害物質が適用されます。

(6) 特定事業場等の監視・指導

平成14年度においては、県および徳島市において特定事業場等延べ820事業場に対し立入調査を実施し、うち延べ783事業場（排水基準が適用されるものは延べ689事業場）について排水水の調査を行いました。

一般項目については、pH、BOD、COD等の812検体、有害物質については、カドミウム等の716検体、特殊項目については、172検体の測定を行った結果、18検体に違反がみられました。これらの結果等に基づき13件の行政措置及び5件の指導を行い、排水処理施設の改善、管理の徹底等を図らせました。(表2-2-60、表2-2-61)

表2-2-60 排水水の調査状況

産業分類(中分類)		立入事業 場 数 (延べ数)	生 活 環 境 項 目					有 害 物 質		ダイオキ シ ン 類
			一 般 項 目			特 殊 項 目				
			検体数	違 反 検体数	違反率	検体数	違 反 検体数	検体数	違 反 検体数	
01	畜 産 農 業	1	1							
06	建 設 業	1	1							
09	食 料 品 製 造 業	77 (8)	79 (11)	3 (2)	3.8 (18.2)			12 (6)		
10	飲料・たばこ・飼料製造業	16 (9)	16 (9)	3 (3)	18.8 (33.3)			7 (7)		
11	織 維 工 業	9 (2)	7 (2)					17		
12	衣服・その他繊維 製 品 製 造 業	1 (1)	1 (1)							
13	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	1	1							
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	20 (6)	20 (9)			13 (3)		26 (6)		1
16	印 刷 業 ・ 同 関 連 業	2 (2)	2 (2)			1 (1)		2 (2)		
17	化 学 工 業	68 (22)	63 (29)	1	1.6	59 (16)		175 (29)		3
20	ゴ ム 製 品 製 造 業	9	3			10		45		
23	鉄 鋼 業	2	1					6		
24	非 鉄 金 属 製 造 業	3	3							
25	金 属 製 品 製 造 業	5 (1)	2			10		15 (1)		
26	一 般 機 械 器 具 製 造 業	8 (1)	5					23 (1)		
27	電 気 機 械 器 具 製 造 業	3	3							
29	電子部品・デバイス製造業	10	4			15		39		
33	電 気 業	4	4			3		32		
38	水 道 業	19 (2)	39 (2)			17 (2)		32 (2)		

産業分類(中分類)	立入事業場数 (延べ数)	生 活 環 境 項 目					有 害 物 質		ダイオキシ ン 類
		一 般 項 目			特 殊 項 目				
		検体数	違 反 検体数	違反率	検体数	違 反 検体数	検体数	違 反 検体数	
39 情報サービス・調査業	1 (1)	1 (1)					1 (1)		
48 運輸に付帯するサービス業	8	8							
50 繊維・衣服等卸売業	1 (1)	1 (1)					1 (1)		
55 各種商品小売業	33 (2)	37 (3)	1	2.7			3 (3)		
57 飲食物品小売業	5	5							
70 一般飲食店	10 (4)	10 (4)					4 (4)		
72 宿泊業	28 (1)	28 (1)	1 (1)	3.6 (100.0)			1 (1)		
73, 74 医療業・保健衛生	67 (17)	66 (18)	2	3.0	10		26 (12)		
75 社会保険・社会福祉・介護 事 業	3 (2)	3 (2)					2 (2)		
76, 77 学校教育、その他教育、 学 習 支 援 事 業	47 (13)	44 (13)	5 (2)	11.4 (15.3)	17 (2)		34 (13)		
81 学術・開発研究機関	12 (4)	7 (1)			8 (3)		22 (4)		
82 洗濯・理容・美容・浴場場	20 (8)	1 (1)					136 (4)		
83 その他の生活関連サービス業	3	3	1	33.3					
84 娯楽業	15 (4)	14 (3)					7 (7)		
85 廃棄物処理業	59 (1)	59 (1)					1 (1)		
90 その他の事業サービス業	4 (4)				4 (4)		4 (4)		
93 そ の 他 の サ ー ビ ス 業	6 (1)	6 (1)					1 (1)		
97 国 家 公 務	4 (1)	3 (1)			5		7		
98 地 方 公 務	13	13							
99 分 類 不 能 ・ 住 宅	91 (48)	115 (49)	1 (1)	0.9 (2.0)			44 (44)		
小計	689 (166)	679 (165)	18 (9)	2.7 (5.5)	172 (31)		716 (156)		5
小規模未規制事業場	94	133							
採水を伴わない調査	37 (5)								5
合計	820 (171)	812 (165)	18 (9)	2.2 (5.5)	172 (31)		716 (156)		10

「県環境管理課、徳島市環境保全課調べ」

(注) 1 一般項目pH, BOD, COD, SS, T-N, T-P 特殊項目T-Cr, S-Mn, Fe, Cu, Zn有害物質Cd, Pb, Cr(VI), Hg, As等
2 ()内は内数で、徳島市分、違反率は%で表示しています。

違反事業場は、特定施設としてし尿浄化槽を設置する事業場が多く、違反原因については維持管理の不備により、排水基準が遵守できなかったものが大半を占めていました。違反となった項目はpH、BOD等の一般項目で、有害物質等では違反はありませんでした。今後とも、維持管理の適切な実施について指導し管理の徹底を図らせるとともに違反を未然に防ぐ指導を行っていきます。

表2-2-61 行政措置等事業場

業種その他の区分	行 政 措 置		改善指導
	改善命令	勸告等	
食品製造業		2(1)	1(1)
飲料・たばこ・飼料製造業		1(1)	2(2)
化学工業		1	
各種商品小売業		1	
医療業・保健衛生		2	
宿泊業			1(1)
学校教育、その他教育、学習支援事業		4(1)	1(1)
その他の生活関連サービス業		1	
分類不能・住宅		1(1)	
計		13(4)	5(5)

() は内数で徳島市分
県環境管理課、徳島市環境保全課調べ

（７）生活排水対策の総合的な推進

生活排水による水質の汚濁を防ぎ、きれいな水環境を保つため、都市部のみならず、農村、山間部などの地域の特性に応じた生活排水対策を総合的に進めています。

特に、県が事業主体となる流域下水道、市町村が事業主体となる公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽整備、個人等が設置する合併処理浄化槽などの污水处理施設の計画的な整備を推進し、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図っています。

また、近年、川や海の水質汚濁の主な原因が、従来の事業場排水によるものから生活排水へと変わってきていることから、県民に広く生活排水対策の大切さを認識してもらい、各家庭で実践してもらうための啓発活動も行っています。

① 污水处理施設整備の現状

平成14年度末の污水处理施設の整備率は、表2-2-62のとおり、全国平均の75.8%に対して、本県は31.9%と大幅に下回っており、全国最下位となっています。

市町村における整備状況は、表2-2-63のとおり驚敷町が84.3%と最も整備が進んでおり、次いで佐那河内村65.9%、鴨島町62.7%の順になっています。

各污水处理施設の現状は次のとおりです。

（ア）下水道の現状

下水道は、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上等の役割をもつ基幹的な都市施設です。

本県における下水道事業実施市町は、表2-2-64のとおり公共下水道事業に徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、那賀川町、日和佐町、松茂町、北島町、藍住町及び鴨島町の4市6町が、特定環境保全公共下水道事業に海南町、海部町、板野町、市場町、川島町、山川町、貞光町、穴吹町、三好町及び三加茂町の10町が取り組んでいます。

また県が事業主体となる旧吉野川流域下水道事業については、平成11年度に新規事業採択され、引き続き事業促進を図っております。

このうち、徳島市中央浄化センター（昭和37年度）、鴨島町中央浄化センター（平成4年度）、徳島市北部浄化センター（平成10年度）、海南町浅川浄化センター（平成12年度）、穴吹町穴吹浄化センター（平成15年度）及び三好町三好浄化センター（平成15年度）がそれぞれ供用を開始しています。

平成14年度末の下水道人口普及率は、徳島市27.6%、鴨島町56.7%、海南町15.9%であり、県全体では10.6%と全国平均の65.2%と比較して大幅に下回っており、全国最下位という状況です。

表2-2-62 平成14年度末污水处理施設整備状況（全国平均）

処 理 施 設 名	全 国		徳 島 県		備 考
	整備人口	整 備 率	整備人口	整 備 率	
下 水 道	8,257万人	65.2%	8.8万人	10.6%	
農業集落排水施設等	311万人	2.5%	1.8万人	2.1%	漁集・林集含む
合 併 処 理 浄 化 槽	993万人	7.8%	15.3万人	18.5%	
コミュニティプラント	38万人	0.3%	0.5万人	0.7%	
計	9,599万人	75.8%	26.4万人	31.9%	
総 人 口	12,669万人		82.7万人		

（注） 総人口、整備人口及び整備率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

表2-2-63 平成14年度末市町村別污水处理施設整備状況

市町村名		住民基本 台帳人口 (人)	污水处理施設		下 水 道		農業集落排水等		合併処理浄化槽		コミュニティプラント	
			整備人口 (人)	整 備 率 (%)	整備人口 (人)	整 備 率 (%)	整備人口 (人)	整 備 率 (%)	整備人口 (人)	整 備 率 (%)	整備人口 (人)	整 備 率 (%)
1	徳 島 市	262,418	137,419	52.4	72,300	27.6			65,119	24.8		
2	鳴 門 市	65,326	8,368	12.8					7,840	12.0	528	0.8
3	小 松 島 市	43,586	6,131	14.1					6,131	14.1		
4	阿 南 市	57,269	8,046	14.0					7,905	13.8	141	0.2
5	勝 浦 町	6,785	1,882	27.7			859	12.7	957	14.1	66	1.0
6	上 勝 町	2,228	344	15.4					344	15.4		
7	佐那河内村	3,115	2,054	65.9			1,586	50.9	468	15.0		
8	石 井 町	27,031	3,892	14.4					3,892	14.4		
9	神 山 町	7,964	1,527	19.2					1,527	19.2		
10	那 賀 川 町	11,056	1,198	10.8					1,023	9.3	175	1.6
11	羽ノ浦町	12,300	5,895	47.9			1,971	16.0	956	7.8	2,968	24.1
12	鷺 敷 町	3,438	2,897	84.3			2,469	71.8	428	12.4		
13	相 生 町	3,418	2,118	62.0			1,050	30.7	1,068	31.2		
14	上 那 賀 町	2,285	384	16.8					384	16.8		
15	木 沢 村	970	281	29.0					281	29.0		
16	木 頭 村	1,825	217	11.9					217	11.9		
17	由 岐 町	3,588	333	9.3			92	2.6	241	6.7		
18	日 和 佐 町	5,694	1,453	25.5					1,453	25.5		
19	牟 岐 町	5,910	1,328	22.5					1,328	22.5		
20	海 南 町	6,150	2,128	34.6	975	15.9	146	2.4	1,007	16.4		
21	海 部 町	2,667	814	30.5			679	25.5	135	5.1		
22	穴 喰 町	3,669	946	25.8			476	13.0	470	12.8		
23	松 茂 町	14,698	4,549	30.9			1,441	9.8	3,108	21.1		
24	北 島 町	20,476	5,002	24.4					3,390	16.6	1,612	7.8
25	藍 住 町	31,711	9,469	29.9					9,469	29.9		
26	板 野 町	14,725	2,090	14.2					2,090	14.2		
27	上 板 町	13,400	3,624	27.0			1,299	9.7	2,325	17.4		
28	吉 野 町	8,841	4,727	53.5			2,270	25.7	2,457	27.8		
29	土 成 町	8,695	2,472	28.4					2,472	28.4		
30	市 場 町	12,008	1,476	12.3					1,476	12.3		
31	阿 波 町	14,044	1,580	11.3					1,580	11.3		
32	鴨 島 町	25,345	15,880	62.7	14,379	56.7			1,501	5.9		
33	川 島 町	8,696	2,075	23.9			869	10.0	1,206	13.9		
34	山 川 町	12,029	2,188	18.2			1,424	11.8	764	6.4		
35	美 郷 村	1,444	174	12.0					174	12.0		
36	脇 町	17,882	3,310	18.5			394	2.2	2,916	16.3		
37	美 馬 町	9,334	2,512	26.9					2,512	26.9		
38	半 田 町	5,602	939	16.8					939	16.8		
39	貞 光 町	5,877	790	13.4					790	13.4		
40	一 字 村	1,528	180	11.8					180	11.8		
41	穴 吹 町	7,617	731	9.6			129	1.7	602	7.9		
42	木 屋 平 村	1,258	119	9.5					119	9.5		
43	三 野 町	5,290	1,119	21.2					1,119	21.2		
44	三 好 町	6,459	879	13.6					879	13.6		
45	池 田 町	16,489	3,465	21.0			566	3.4	2,899	17.6		
46	山 城 町	5,514	875	15.9					875	15.9		
47	井 川 町	5,126	1,431	27.9					1,431	27.9		
48	三 加 茂 町	10,132	2,038	20.1					2,038	20.1		
49	東祖谷山村	2,365	388	16.4					388	16.4		
50	西祖谷山村	1,809	237	13.1					237	13.1		
徳島県 計		827,086	263,974	31.9	87,654	10.6	17,720	2.1	153,110	18.5	5,490	0.7

表2-2-64 汚水処理施設整備事業の取り組み状況

① 公共下水道

市町村名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	計画処理 区 域 (ha)	計画処理 人 口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m ³ /日)	流入水質 (BOD:mg/l)	放流水質 (BOD:mg/l)
徳 島 市	中 央	S23	S37	670	71,000	回転生物接触	63,300	200	20
	北 部	S44	H10	1,868	125,000	標準活性汚泥	88,000	200	20
鳴 門 市	旧吉野川	H13	—	1,664	59,800	③流域の項を参照	33,080	186	—
小 松 島 市	小 松 島	H14	—	720	29,100	オキシデーションディッチ	18,470	200	20
阿 南 市	富 岡	H11	—	433	16,200	オキシデーションディッチ	11,301	200	20
那 賀 川 町	平 島	H 6	—	277	6,650	オキシデーションディッチ	3,781	180	18
日 和 佐 町	日 和 佐	H11	—	95	3,400	嫌気好気ろ床	2,370	180	20
松 茂 町	旧吉野川	H13	—	389	13,800	③流域の項を参照	7,256	176	—
北 島 町	旧吉野川	H13	—	606	23,700	③流域の項を参照	12,542	174	—
藍 住 町	旧吉野川	H13	—	873	35,000	③流域の項を参照	19,915	164	—
鴨 島 町	中 央	S51	H 4	735	24,000	オキシデーションディッチ	14,000	200	20

② 特定環境保全公共下水道

市町村名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	計画処理 区 域 (ha)	計画処理 人 口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m ³ /日)	流入水質 (BOD:mg/l)	放流水質 (BOD:mg/l)
海 南 町	浅 川	H7	H12	50	1,500	オキシデーションディッチ	863	180	18
海 部 町	海 部	H6	—	33	1,600	土壌被覆型疎間接触酸化法	850	180	20
板 野 町	旧吉野川	H14	—	329	13,400	③流域の項を参照	6,164	182	—
市 場 町	市 場	H11	—	210	6,500	オキシデーションディッチ	3,580	170	20
川 島 町	川 島	H12	—	201	7,400	長時間エアレーション	3,790	170	20
山 川 町	山 瀬	H7	—	158	4,840	オキシデーションディッチ	3,070	170	20
	川 田	H7	—	210	5,900	長時間エアレーション	4,110	170	20
貞 光 町	貞 光	H12	—	107	4,000	嫌気好気ろ床	2,300	190	20
穴 吹 町	穴 吹	H9	H15	178	6,400	オキシデーションディッチ	3,500	180	20
三 好 町	三 好	H10	H15	200	7,000	オキシデーションディッチ	4,030	180	20
三 加 茂 町	三 加 茂	H12	—	245	10,400	オキシデーションディッチ	5,100	200	20

③ 流域下水道

市町村名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	計画処理 区 域 (ha)	計画処理 人 口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m ³ /日)	流入水質 (BOD:mg/l)	放流水質 (BOD:mg/l)
徳 島 県	旧吉野川	H11	—	4,524	173,200	標準活性汚泥	94,000	190	20

関連市町：徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町

(イ) 農業・林業・漁業集落排水施設の現状

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥及び雨水を処理する施設です。

林業集落排水施設は、立ち遅れた山村の生活環境の改善を図るとともに、山村及びその周辺水域の水質保全を図ることにより、林業の振興に資することを目的としています。

また、漁業集落排水施設も、立ち遅れた漁村の生活環境の改善を図るとともに、漁港及びその周辺水域の水質保全を図ることにより、漁業の振興に資することを目的としています。

本県における集落排水事業実施町村（地区）は、表2-2-65のとおり農業集落排水事業を勝浦町、佐那河内村、羽ノ浦町、鷺敷町、相生町、上那賀町、海南町、海部町、穴喰町、松茂町、上板町、吉野町、川島町、山川町、脇町、貞光町、穴吹町及び池田町の18町村36地区、林業集落排水事業を相生町及び東祖谷山村の2町村3地区、漁業集落排水事業を由岐町及び穴喰町の2町2地区、合計20町村41地区において実施しています。

このうち、平成14年度末までに農業集落排水事業は16町村30地区、林業集落排水事業は2町村3地区、漁業集落排水事業は2町2地区の合計19町35地区において供用を開始しており、各集落排水施設を合計した整備率は、全国平均の2.5%に対し、本県は2.1%となっています。

表2-2-65 農業・林業・漁業集落排水施設の現状

① 農業集落排水施設

市町村名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	対象 戸数 (戸)	計画処 理人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	流入水質 (BOD:mg/l)	放流水質 (BOD:mg/l)
勝 浦 町	横 瀬	H 4	H 7	270	877	回分式活性汚泥	300	200	20
佐 那 河 内 村	寺 谷	H 3	H 5	34	155	嫌気性ろ床・接触ばっ気	50	200	20
	中 辺	H 5	H 7	105	406	連続流入間欠ばっ気	172	200	20
	仁 井 田	H 6	H 8	82	310	連続流入間欠ばっ気	106	200	20
	嵯 峨	H 7	H12	168	714	連続流入間欠ばっ気	248	200	20
	宮 前	H 9	H14	215	719	連続流入間欠ばっ気	257	200	20
	根 郷	H11	—	143	432	連続流入間欠ばっ気	215	200	20
羽 ノ 浦 町	岩 脇 (1 期)	S53	S61	280	995	回転板	329	200	20
	岩 脇 (2 期)	H 6	H 7	628	1,498	回分式活性汚泥	825	200	20
	羽 ノ 浦 西	H13	—	168	623	回分式活性汚泥	327	200	20
鷺 敷 町	和 喰	S60	S63	247	830	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	317	200	20
	仁 字	H 2	H 5	336	1,070	回分式活性汚泥	376	200	20
	小 仁 字	H 5	H 8	170	564	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	191	200	20
	八 幡 原	H 9	H11	101	231	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	109	200	20
相 生 町	延 野	H 7	H11	231	562	回分式活性汚泥	307	200	20
	西納野・下原	H10	H14	97	288	連続流入間欠ばっ気	290	200	20
上 那 賀 町	桜 谷	H15	—	78	176	未定	60	200	20
海 南 町	神 野	H 7	H11	65	172	連続流入間欠ばっ気	66	200	20
海 部 町	大 井	H 6	H 8	44	140	連続流入間欠ばっ気	46	200	20
	川 西	H 7	H12	231	612	連続流入間欠ばっ気	221	200	20
穴 喰 町	日 比 原	H 4	H 7	74	260	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	86	200	20
松 茂 町	長 岸	H 5	H 7	53	235	嫌気性ろ床・接触ばっ気	76	200	20
	中 喜 来	H 6	H10	211	1,035	回分式活性汚泥	495	200	20
	北 川 向	H 8	H12	154	379	連続流入間欠ばっ気	182	200	20
上 板 町	七 条	H 7	H12	329	1,079	回分式活性汚泥	538	200	20
吉 野 町	一 条 西	H 4	H 9	457	1,449	回分式活性汚泥	630	200	20
	柿 原 東	H 7	H11	303	1,021	回分式活性汚泥	403	200	20
川 島 町	神 後	H 8	H13	287	924	連続流入間欠ばっ気	406	200	20
山 川 町	山 崎 南	H 5	H 8	240	838	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	281	200	20
	川 田 北	H 6	H14	289	760	連続流入間欠ばっ気	449	200	20
脇 町	井 口 東	H 6	H10	134	360	回分式活性汚泥	175	200	20
	別 所 浜	H 8	—	235	605	回分式活性汚泥	244	200	20
貞 光 町	太 田	H12	—	206	641	連続流入間欠ばっ気	310	200	20
穴 吹 町	知 野	H 7	H10	55	160	連続流入間欠ばっ気	59	200	20
	宮 内	H12	—	117	346	膜分離活性汚泥方式	139	200	20
池 田 町	西 州 津	H 6	H12	123	704	回分式活性汚泥	297	200	20

② 林業集落排水施設

市町村名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	対象 戸数 (戸)	計画処 理人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	流入水質 (BOD:mg/l)	放流水質 (BOD:mg/l)
相 生 町	大 久 保	H11	H14	25	90	接触ばっ気	85.8	200	20
	川 口	H13		34	170				
東祖谷山村	菅 生	H13	H14	—	340	接触ばっ気	65	200	20

③ 漁業集落排水施設

市町村名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	対象 戸数 (戸)	計画処 理人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処理方式	日最大汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	流入水質 (BOD:mg/l)	放流水質 (BOD:mg/l)
由 岐 町	伊 座 利	H 8	H12	111	260	接触ばっ気	69	200	20
穴 喰 町	竹 ケ 島	H 7	H13	60	340	回分式活性汚泥	97	200	20

(ウ) 合併処理浄化槽の現状

合併処理浄化槽は、家庭から出される生活雑排水と水洗トイレ汚水を家庭内で適正に処理し、きれいな水をその場で自然の水循環に戻すことのできる施設で、放流水のBODが20mg/1以下の機能を有しており、汚濁を90%以上除去できるものです。

合併処理浄化槽の設置については、県内全市町村で補助制度（浄化槽設置整備事業）が設けられており、平成14年度までにこの制度を利用して、表2-2-66のとおり15,883基が設置されており、平成14年度末の合併処理浄化槽の整備率は全国平均7.8%に対し、本県は18.5%となっています。

表2-2-66 浄化槽設置整備事業の状況

市町村名	H4以前	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
徳島市	129	102	127	160	193	176	130	270	384	733	828	3,232
鳴門市	0	13	75	69	42	81	54	158	172	172	195	1,031
小松島市	0	20	25	25	33	48	44	54	98	181	204	732
阿南市	42	23	40	26	24	36	54	57	56	103	155	616
勝浦町	45	14	12	17	12	19	18	12	24	28	20	221
上勝町	4	5	7	10	6	8	2	9	5	11	9	76
佐那河内村	45	35	40	20	6	11	15	22	2	5	1	202
石井町			27	42	31	44	48	48	102	162	176	680
神山町	29	44	50	46	29	41	49	47	25	24	36	420
那賀川町	13	21	26	12	9	10	10	18	24	51	30	224
羽ノ浦町								20	28	40	39	127
鷺敷町	10	15	17	20	11	21	23	16	14	7	7	161
相生町			10	34	14	16	57	37	40	30	25	263
上那賀町		15	4	9	5	11	15	2	12	6	5	84
木沢村		15	0	5	3	3	13	8	7	3	5	62
木頭村		14	4	6	1	6	8	4	9	8	5	65
由岐町						2	3	5	11	18	12	51
日和佐町	4	2	4	5	6	8	21	27	18	25	26	146
牟岐町		6	11	17	19	16	24	23	27	25	30	198
海南町	38	17	18	23	23	29	34	38	36	42	50	348
海部町								2	11	11	7	31
穴喰町	21	5	12	2	8	14	13	16	13	21	18	143
松茂町	118	61	50	27	17	45	22	28	57	56	42	523
北島町	22	20	12	17	17	14	21	38	116	120	71	468
藍住町	33	24	26	21	42	30	26	66	74	180	170	692
板野町					10	23	33	17	46	83	62	274
上板町				7	12	24	45	58	100	65	55	366
吉野町		11	49	22	27	32	51	64	64	65	64	449
土成町		12	23	34	29	34	45	73	52	69	63	434
市場町					5	9	20	28	34	54	40	190
阿波町			10	10	6	13	36	51	59	60	60	305
鴨島町	6	9	8	5	7	8	10	18	35	43	41	190
川島町				16	5	14	21	19	23	16	26	140
山川町			8	16	9	10	19	15	13	17	22	129
美郷村				7	5	5	5	4	4	2	8	40
脇町			19	15	10	11	15	42	47	70	72	301
美馬町	8	10	40	22	16	22	20	23	26	51	52	290
半田町	5	8	8	8	8	4	4	11	18	23	26	123
貞光町		2	5	6	6	5	12	10	24	29	19	118
一字村		1	2	2	1	2	4	1	4	0	3	20
穴吹町	13	18	12	13	4	4	8	8	15	20	25	140
木屋平村						5	8	5	1	3	4	26
三野町		9	20	15	22	23	25	17	18	25	34	208
三好町		9	8	33	14	17	17	19	24	30	26	197
池田町	53	10	17	31	30	38	62	80	86	79	94	580
山城町			2	11	8	11	12	15	13	38	31	141
井川町		8	6	21	8	10	14	10	10	33	28	148
三加茂町				2	8	17	15	22	34	58	49	205
東祖谷山村		5	5	4	4	4	5	2	8	7	7	51
西祖谷山村		2	1	1	1	1	1	1	1	7	6	22
計	638	585	840	914	806	1,035	1,211	1,638	2,124	3,009	3,083	15,883

(エ) コミュニティ・プラントの現状

コミュニティ・プラントは、地方公共団体が設置するし尿処理施設の一種で、散在性集落又は既成市街地から離れて建設される団地などに適しています。

本県におけるコミュニティ・プラントの設置場所は、表2-2-67のとおりで、昭和45年度に県が設置した羽ノ浦町春日野団地をはじめ、鳴門市矢倉団地、北島町グリーンタウン、勝浦町玉ノ木・五十田団地、那賀川町パストラルゆたか野団地及び阿南市伊島の6施設があります。

平成14年度末のコミュニティ・プラントの整備率は、全国平均の0.3%に対し、本県は0.7%となっています。

表2-2-67 コミュニティ・プラントの状況

設置者	設置場所	使用開始	処理規模
徳島県	羽ノ浦町春日野団地	S46	(人分) 5,000
鳴門市	矢倉団地	S50	1,100
北島町	グリーンタウン	S50	3,500
勝浦町	玉ノ木・五十田団地	S58	158
那賀川町	パストラルゆたか野団地	H9	688
阿南市	伊島	H12	248

② 汚水処理施設整備対策

(ア) 下水道事業の促進

平成14年度は、前年度までに下水道事業に着手している徳島市、鴨島町等3市15町に加え、新たに小松島市及び板野町が事業に着手しています。

(イ) 農業・林業・漁業集落排水事業の促進

平成15年度における農業集落排水事業は、羽ノ浦町羽ノ浦西地区他7地区において事業が行われています。

そのうち、穴吹町宮内地区、山川町川田北地区及び佐那河内村根郷地区において事業が完了する予定です。

(ウ) 浄化槽設置整備事業の促進

平成14年度においては全市町村で事業が実施され、補助対象基数は3,083基となっています。

平成15年度においても引き続き全市町村で約3,000基の設置を予定しています。

③ 家庭における生活排水対策

(ア) 家庭における生活排水対策の現状

a 生活排水対策重点地域の指定等

生活排水の汚濁負荷が相対的に高く、水質の保全を図ることが特に重要な地域について、県は水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定を行い、指定を受けた市町村は生活排水対策推進計画を策定し、総合的に取り組むことにしています。平成14年度末現在、3市3町（徳島市、鳴門市、阿南市、藍住町、北島町、松茂町）を指定しています。

b 地域生活排水対策実践活動

公共用水域の水質浄化には生活排水対策が大切であることを県民に認識してもらい、各家庭で実践してもらうための意識の高揚を図るために実践してもらえる地区を募集し、地域生活排水対策実践活動を実施しています。学習会、濾紙袋等を配布し、台所からの生ゴミ、食用油の流出防止等の実践活動、並びに実践した住民へのアンケート調査を行うもので、平成14年度は1地区で実施しました。（表2-2-68）

c 各種イベントや会合の活用

クリーン&グリーンフェアの各種イベントや会合の機会をとらえて、生活排水パンフレットや台所用水切り袋等の物資を配布することにより、普及啓発を図っています。

表2-2-68 生活排水対策実践活動実施状況

地区名	戸数	活動内容
阿南市見能林町	320	アンケート調査 厨芥のろ紙袋等による流出防止 食用廃油の回収 無磷洗剤の使用 浄化槽等の適正管理

(イ) 家庭における生活排水対策の推進

生活系の負荷量をより一層削減するためには、県・市町村・県民が一体となって効率的に各種生活排水対策を推進していくことが重要であることから、平成10年度、徳島県生活排水対策要綱（平成10年4月1日施行）を制定するとともに、県と市町村の生活排水対策担当職員で構成する生活排水対策推進協議会を設置し、各種生活排水対策を実施しました。

平成15年度は、生活排水対策推進協議会を有効に活用し、地域に根ざした啓発活動を展開するため保健所・市町村との連絡協議会の運営や生活排水対策指導員の設置推進に努めています。

(8) 瀬戸内海の水質汚濁防止対策

本県の阿南市蒲生田岬から北の海域は、瀬戸内海環境保全特別措置法が適用されており、同法及び水質汚濁防止法に基づき瀬戸内海の環境を保全するため水質総量規制、富栄養化対策等の諸施策を推進しています。

① 水質総量規制

県においては、昭和55年以降、平成11年までに「化学的酸素要求量に係る総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）を4次にわたり策定し、これに基づき、化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を推進してきました。

この結果、本県の海域における環境基準は概ね維持達成されていますが、瀬戸内海全域では未達成水域があることから、これまでのCODに加えて富栄養化の原因物質である窒素含有量（T-N）及びりん含有量（T-P）の各項目を総量削減項目として追加した第5次総量削減計画を平成14年7月に策定し、より総合的な水質総量規制を推進しています。

(ア) 下水道の整備等

下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等污水处理施設の総合的な整備の推進を図っています。

(イ) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場の汚濁負荷量の削減のため、第1次の総量規制基準を昭和55年5月に、第2次を昭和62年5月に、第3次を平成3年5月に、第4次を平成8年7月に設定し、規制を行ってきましたが、さらに第5次の総量規制基準について、平成14年7月に設定し、同年10月から適用しています。

なお、平成14年度末現在、指定地域内事業場には汚濁負荷量測定のため、124基の汚濁負荷量自動計測器が設置されています。（表2-2-69）

表2-2-69 汚濁負荷量測定のための水質自動計測器の設置状況

（平成14年度）

区 分	種 類	COD計	UV計	TOC計	合計
日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場		22 (21)	77 (74)	1 (1)	99 (95)
日平均排水量が400m ³ 未満の指定地域内事業場		3 (3)	27 (27)	1 (1)	25 (25)
計		26 (25)	96 (93)	2 (2)	124 (120)

（注）（ ）は、事業場数

COD計（化学的酸素要求量自動計測器）UV計（紫外線吸光度計自動計測器）TOC計（全有機体炭素自動計測器）

県環境管理課、徳島市環境保全課調べ

(ウ) 小規模事業場等排水対策

平成8年度に策定した「徳島県小規模事業場等排水対策指導指針」により、小規模事業場排水、畜産排水等の小規模の汚濁発生源からの排水について、適切な対策の指導等により汚濁負荷量の削減を図っています。

また、小規模・未規制事業場の排水実態調査として、食料品製造業等の58事業場で調査を行いました。

(エ) その他

底質汚濁の除去、養殖魚場対策、啓発活動の推進により汚濁負荷量の削減を図っています。

② 富栄養化対策

瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害を防止するため、昭和55年に第1次、昭和61年に第2次、平成3年に第3次の「磷及びその化合物に係る削減指導方針」を策定し、生活系、産業系及びその他に対し、削減を推進し、合成洗剤対策等により磷の削減が図られてきましたが、瀬戸内海では赤潮の発生に伴う生活環境被害が依然としてみられており、引き続き削減指導をする必要があることから、平成8年3月に環境庁長官から目標年度の平成11年度に「公共用水域に排出される窒素及び磷の量の現状よりの増加を極力防止すること」を目標とした第4次の「窒素及び磷削減指導方針」策定の指示があり、これに基づき、県では第4次の「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」を平成8年7月に策定しました。

また、本県の瀬戸内海水域について富栄養化防止の観点から、環境基本法第16条に基づく「窒素及び磷に係る環境基準の類型指定」を平成10年4月28日付けの県告示により指定しましたので、今後、各海域の窒素・磷の目標値が維持・達成できるように監視を行います。

③ 瀬戸内海環境保全県計画

「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（以下「県計画」という。）」は、水質汚濁の防止及び自然景観の保全を目標として昭和56年7月に策定し、昭和62年12月、平成4年6月及び平成9年9月に変更しました。

その後、平成12年12月に国の瀬戸内海環境保全基本計画が変更されたことを受けて、平成14年7月に県計画を変更しました。

今回の国の変更は、従来の規制を中心とする保全型施策の充実に加え、失われた良好な環境を回復させる施策の展開及び国・地方公共団体、住民、事業者等の幅広い連携と参加を推進していくことを定めました。県としても、この方針に沿って、次のような諸施策を推進していきます。

(ア) 水質の保全

「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」及び「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」に基づく施策を推進するとともに、市町村とも協力して生活排水による汚濁負荷量の削減対策を実施します。また、有害化学物質等の規制及びPRTR法に基づいての実態把握や監視などを実施していきます。

(イ) 自然景観の保全

瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われるように、自然公園の適切な管理に努めることや林地、緑地の確保、河川及び海岸の清掃事業の促進に努めます。

また河川等環境浄化事業として河川等のごみ除去を民間の協力を得て実施します。

(ウ) 思想の普及及び意識の高揚

県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進について一層の理解と協力を求めるとともに意識の高揚を図るため、瀬戸内海環境保全月間、環境美化運動推進事業等の広報活動を実施します。

④ 広域総合水質調査

この調査は、近年の瀬戸内海における水質汚濁の深刻化、広域化に対処するため、本県の区域に属する瀬戸内海の水質汚濁の実態を調査し、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握することを目的とし、昭和47年度から毎年度環境省からの受託事業として実施しています。

平成14年度の調査の概要は、表2-2-70のとおりです。

表2-2-70 広域総合水質調査結果(過去10年間)

海域	項目	年度									
		H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
播磨灘 (2地点)	COD (mg/l)	1.5	1.4	1.4	1.3	1.5	1.3	1.3	1.2	1.2	1.6
	T-N (mg/l)	0.23	0.23	0.23	0.19	0.17	0.19	0.22	0.17	0.15	0.19
	T-P (mg/l)	0.025	0.027	0.030	0.030	0.030	0.020	0.027	0.023	0.024	0.025
紀伊水道 (4地点)	COD (mg/l)	1.4	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5
	T-N (mg/l)	0.19	0.22	0.22	0.20	0.16	0.20	0.21	0.20	0.15	0.16
	T-P (mg/l)	0.025	0.025	0.030	0.020	0.020	0.020	0.024	0.026	0.023	0.019

(ア)調査地点（図2-2-34）

播磨灘2地点、紀伊水道4地点

(イ)調査月

平成14年5月、7月、10月及び平成15年1月

(ウ)調査項目

一般項目（COD等）、栄養塩類（窒素、磷）

(エ)調査結果

平成14年度の調査結果は、播磨灘、紀伊水道ともにCOD、窒素・磷については、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。（表2-2-70）

⑤ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

この会議は、広域的な相互協力によって瀬戸

内海の環境保全を図ることを目的に昭和46年に設立され、瀬戸内海関係13府県知事及び15市長により構成されています。

平成14年度は、7月30日和歌山県和歌山市において、関係府県の知事・市長等の出席により開催し、瀬戸内海の環境保全について協議を行い、財政上の措置等を国等に対して要望することを決議しました。また、7月19日及び11月22日に瀬戸内海の環境保全に関する要望活動を行いました。

⑥ 社団法人瀬戸内海環境保全協会

この協会は、瀬戸内海環境保全に関する普及啓発活動及び調査研究等の推進を目的として昭和51年に設立され、瀬戸内海関係13府県、15市、漁業協同組合連合会及び衛生組織連合会等により構成されています。

平成14年度は、瀬戸内海環境保全月間（6月1日～30日）等において工場・事業場への立入調査及び自主点検の推進を図るとともに、和田島小学校（小松島市）において海辺の教室を開催しました。

(9) 地下水汚染防止対策

昭和57年度に環境庁が全国で実施した地下水汚染実態調査によりトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤による地下水汚染が判明しました。

国においては、昭和59年8月に「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」を定め、トリクロロエチレン等について、地下浸透の防止、公共用水域への排出の抑制に関する管理目標を設定し、更に平成元年6月に有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法を改正し、有害物質を含む汚水等の地下浸透を規制することとしました。また、平成5年12月には、有機塩素系化合物、農薬等が追加され23項目となり、平成9年3月には、環境基本法第16条に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境基準」として設定されました。

また、平成11年3月にふっ素等3項目が環境基準に追加され、現在26項目になっています。

県においては、地下水が水道用水、農業用水等として広範に利用されていることからトリクロロエチレン等を使用しているクリーニング所や金属製品製造業等の工場・事業場に対して、立入調査等によりその使用の適正化を指導していますが、今後ともトリクロロエチレン等による地下水汚染防止のため有害物質を使用する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水等の地下浸透の防止について監視・指導を行っていくこととしています。

また、平成7年度板野郡北島町において判明した地下水汚染への対策については汚染原因者が地下水浄化対策を行い、県・徳島市・北島町が協力して、定期モニタリング調査による監視等を実施しています。

(10) 河川の水質浄化

① 新町川等河川浄化事業

徳島市の中心部を流下する河川の流況及び水質改善を図るため、新町川等において河川浄化事業を実施しています。

(ア)汚泥の浚渫

新町川等の汚泥の浚渫は、昭和46年度から実施しており、平成14年度までに408,720m³の浚渫を実施しました。（表2-2-71）また、護岸際の浚渫に伴う対策工として、景観修景及び魚類の生息環境に配慮した構造の河床工を同時に施工しております。

図2-2-34 広域総合水質調査測定地点

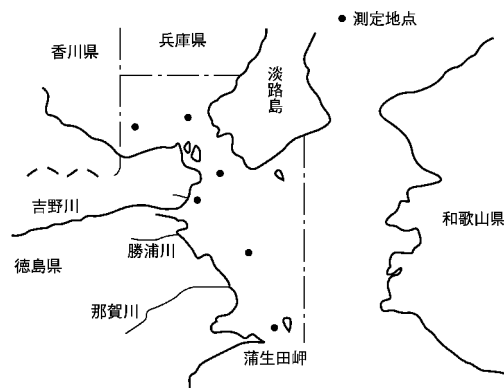


表2-2-71 汚泥の浚渫量

単位：m³

(イ) 浄化用水導入

建設省（現国土交通省）直轄事業により新町川浄化ポンプが、昭和54年度から稼働しています。また、平成2年度からポンプの増設工事に着手し、平成6年度には6 m³の増設が完了し、合計10 m³のポンプが設置されています。

この施設は、ポンプ及び潮の干満を利用することにより、吉野川のきれいな水を新町川及び助任川に導入しています。

	平成13年度まで	平成14年度
新 町 川	214,880	—
助 任 川	101,640	—
大 岡 川	19,060	—
住 吉 島 川	48,340	—
田 宮 川	15,900	8,900
合 計	399,820	8,900

② 正法寺川河川浄化事業

正法寺川は、板野郡藍住町から徳島市応神町を流下後吉野川に流入する河川であります。近年水質の汚濁が進んでいるため、その河川浄化事業を実施しています。平成5年度から、浄化用水ポンプにより旧吉野川から毎秒0.2m³のきれいな水を準用河川の本村川を通して正法寺川に導入するとともに、平成9年度から汚泥の浚渫を行っており、平成14年度までに29,080m³の浚渫を実施しています。

(11) 各種調査の実施

① 水生生物による水質調査

水生生物による水質調査は、水質の長期的変動を総合的に判定でき、また一般市民が容易に参加し水質浄化思想の啓発を促すものであることから、国土交通省及び環境省の主唱で全国的に実施されています。

県においては、昭和59年度から調査を開始し、60年度からは小・中学校等の参加を得て実施しています。平成14年度は小・中・高等学校等41団体（延べ1,357人）の参加を得て、吉野川水系や那賀川水系等30河川94地点で調査を実施しました。

調査結果は、表2-2-72、図2-2-35のとおりです。

全県的に、概ね水質階級Ⅰ（きれいな水）の良好な水質が維持されておりますが、生活排水等で汚濁が進んだ地域や、那賀川下流部等の比較的人口の多い地域では、水質階級Ⅲのきたない水の地点が見られました。

表2-2-72 平成14年度水生生物による水質調査

番号	河 川 名	調 査 機 関 名	調 査 地点数	水 質 階 級 の 判 定				
				I	II	III	IV	指標生物なし
1	祖 谷 川	西 祖 谷 中 学 校	2	2				
		善 徳 小 学 校	3	3				
2	大 和 川	大 和 小 学 校	2	2				
3	馬 路 川	馬 路 小 学 校	3	3				
		佐 野 小 学 校	1	1				
4	藤 川 谷 川	上 名 小 学 校	1	1				
5	吉 野 川	山 城 小 学 校	1	1				
		加 茂 小 学 校	1	1				
		三 庄 小 学 校	1	1				
		元気やまかわネットワーク	2	2				
		貞 光 小 学 校	1	1				
6	半 田 川	八 千 代 小 学 校	3	3				
		半 田 小 学 校	1	1				

番号	河川名	調査機関名	調査地点数	水質階級の判定				
				I	II	III	IV	指標生物なし
7	貞光川	錦谷小学校	3	2	1			
		端山小学校	1	1				
		皆瀬小学校	3	2	1			
8	穴吹川	初草小学校	1	1				
		川原柴小学校	1	1				
9	川田川	中枝小学校	2	2				
		川田小学校	3	3				
		元気やまかわネットワーク	2	2				
10	鮎喰川	城ノ内高等学校生物部	2	2				
		広野小学校	1	1				
		神山東中学校	3	3				
		神領小学校	1	1				
11	園瀬川	佐那河内小学校	1		1			
		とくしま生協環境グループ みどりの風	1		1			
12	勝浦川	勝浦川流域ネットワーク	1		1			
		飯谷小学校	1		1			
		立江中学校	2	2				
13	坂本川	横瀬小学校	1	1				
14	丈ヶ谷川	平谷小学校	6	6				
15	那賀川	富岡西高等学校	3	1	1	1		
		相生小学校	4	3	1			
		木頭小学校	2	1	1			
16	桑野川	富岡西高等学校	1			1		
17	櫛木川	北灘中学校	2		1	1		
18	栗田川	北灘中学校	2	1	1			
19	大浦川	北灘中学校	2	1	1			
20	折野川	北灘中学校	4	1	3			
21	海部川	川上小学校	1	1				
22	黒川原谷川	足代小学校	1	1				
23	打樋川	富岡西高等学校	1			1		
24	母川	海部西小学校	4	1	2	1		
25	ほたる川	元気やまかわネットワーク	3	2	1			
26	東俣谷川	江原東小学校	1	1				
27	井ノ内谷川	井内小学校	1	1				
28	銅山川	山城小学校	1	1				
29	加茂谷川	加茂小学校	1	1				
30	古屋川	桜谷小学校	2		2			
計	30河川	41団体	94	69	20	5	0	0

水質階級：I（きれいな水）、II（少し汚れた水）、III（きたない水）、IV（大変きたない水）